

反社会的勢力に対する基本方針

一般社団法人企業価値向上支援協会（以下、「当法人」という。）は、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および暴力団による不当な行為の防止等に関する法律などを踏まえ、以下の通り宣言します。

- ・当法人は、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくはその関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に対し、当方針のもとに組織全体で対応し、断固たる姿勢で臨むとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- ・当法人は、反社会的勢力とは取引などを含めて一切の契約関係を持ちません。また、取引開始後に相手方が反社会的勢力と判明した場合、直ちに本契約を解除します。
- ・当法人は、反社会的勢力に対して資金供与あるいは不適切な便宜供与などを行いません。
- ・当法人は、反社会的勢力による不当な要求は断固として拒絶し、民事・刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- ・当法人は、反社会的勢力による不当な要求に対応するため警察、暴力団追放運動センター、弁護士などの社外の専門組織と緊密に連携します。